

商標は特定商品・役務の出所表示機能を有しますが、商標を付した特定商品・役務の市場の占有率が高くなったり、消費者間で周知になると、当該商標は出所を表示する特定のものではなく、当該商品・役務に類似する商品・役務を表示する普通名称となる場合があります。商標が普通名称化すると、商標の法的保護が受けられなくなり第三者が類似商品・役務について当該商標を自由に使うことが可能となります。従って、商標の所有者は、商標が普通名称化しないよう努力を払っていますが、気がついてみると既に普通名称化しているという場合もあります。

例えば、日本では「正露丸」、「巨峰」、「サニーレタス」、「ポケベル」等は登録商標でしたが普通名称化したと裁判所又は特許庁により判断されており、第三者は類似商品についてそれらの商標の使用が可能となっています。

米国では、Kleenex (クリネックス)、Band-Aid (バンドエイド)、Velcro (ベルクロ)、Aspirin (アスピリン)、Videotape (ビデオテープ) 等は普通名称化していると考えられています。

しかし、Velcro は昨年9月に「Don't Say Velcro」という題名のミュージックビデオ (<https://www.youtube.com/user/VelcroUSA>) をリリースし Velcro が完全に普通名称化することを防ぐ努力をしていることが伺えます。この「Don't Say Velcro」にはメーカー、消費者を憤慨させるような内容も含まれており、Fワード等のネガティブな反応も多かったようです。ネガティブな反応であっても、反応があったことで「Don't Say Velcro」キャンペーンは注意を喚起し商標を認識させるということに成功したようで、Velcro の不正使用が減ったということです。

それでは Velcro を使った商品、その類似品はどのように呼べばよいでしょうか。Velcro の真正品でも単に Velcro とは言ってははいけません。例えば「VELCRO® Brand fasteners」(ベルクロ®ブランドのファスナー) と、VELCRO® Brand (ベルクロ®ブランド) を商品名の前に形容詞で使うように要求しています。形容詞で使われていれば普通名称化を防ぐことができそうです。また、類似品は「hook and loop」(フックとループ) と呼ぶように言っています (なお日本では一般名称として「面ファスナー」と呼ばれているようです)。

さて、Velcro は数週間前にミュージックビデオの第二弾をリリースしました (同上のサイト)。題名は「Thank You For Your Feedback – Don't Say Velcro」です。第一弾のビデオに対する視聴者からのコメントについて次のように歌っています。「(ビデオを見て) 憤慨した視聴者から『(ビデオにでて) これらのピエロ全員は一体何者なのか』と聞かれました」(「Who are all these [bleeping] clowns,' an angry viewer asked us)。「どうぞフックとループを使って目を覚ましてください」(Please hook and loop your heads out of your asses、下品な表現で訳が難しい)。第二弾も成功しそうです。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)